

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

株式会社フレンド楽器
フレンド金沢文庫保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	フレンド金沢文庫保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	橋本 富士子
定員(利用人数):	34名(32名)
所在地:	〒236-0042 横浜市金沢区釜利谷東2-16-30
TEL/FAX:	TEL045-782-3421 FAX045-349-2021
ホームページ:	https://friend-kanazawa-bunko.jp/
開設年月日:	2014年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社フレンド楽器

職員数	常勤/非常勤	常勤:12名	非常勤:10名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:15名 栄養士:1名 調理師:2名 事務:2名	

施設状況

保育室:3室	トイレ:子ども用3 大人用1
調理室:あり	事務室:あり
園庭:あり	

③理念・基本方針

<p>(理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育運営にあたり保育所保育指針を厳守し、保育を行うものとする。 ・乳児(0~2歳児)の大切な時期を保護者と協力し、無償の愛で子どもたち一人ひとりの個性を大切に心身共に育つ保育を心がけるよう努める。 ・保育目標を踏まえ家庭との連携・コミュニケーションを充分はかり質の高い保育を提供するよう努める。 ・利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設、地域子ども・家庭支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努める。 <p>(保育方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①乳児期に最も必要な感性を音楽の溢れる環境の中で育む。 ②子どもの発達に合わせ、遊びを通して想像力や自主性を養う。 ③それぞれの子どもの個性を大切にしながら、思いやりの心を育てる。 ④養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 ⑤子どもが健康、安全で情緒の安定した生活が出来るようにご家庭との連携を作る。 ⑥情操教育の一環として、音楽教室・英語教室を実施する。
--

④施設・事業所の特徴的な取組

・月に音楽教室(3回)英語教室(3~4回)を行っており、独自のプログラムを体験する機会がある。

・園庭が狭い事もあるが、逆に外で歩く機会や公園、お山で体を動かす時間を沢山とっている。また、保育園の周りには海の公園や自然公園、六国峠、称名寺など自然豊かな所にもお散歩に出かけている。

・子どもに声をかけすぎず、手伝いすぎず、なるべく見守り子どもの集中している物を尊重し達成感を味わえるような保育を心がけている。

・子どもたちのエピソードを毎日記入し、子どもたちの成長を楽しく分かりやすいよう記入している。

・主任から見た子どもたちの様々な場面の姿を「保育のつぶやき」として張り出し、保護者にも伝えている。

・生花を玄関に飾り、本物に触れることができ、保護者の方にも心のやすらぎを感じてもらえるような取り組みをしている。また、玄関前にはプランターに季節の花を植えて、地域の人にも花を楽しんでもらえるようにしている。

・給食のメニューには、郷土料理や行事食も提供している。行事食などは味はもちろんだが、見てたのしめるような食事やおやつを出している。

・遠足の行事食は給食室で一人一つのお弁当を作っている。また、2歳児クラスのお別れ遠足は最後に1回だけ保護者に協力してもらい、保護者の作ったお弁当をお願いしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和3年10月19日

訪問調査日:令和3年12月17日

評価結果確定日 :令和4年3月8日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 子どもの生活と遊びを豊かにする保育を実践しています

0～2歳児クラスまでの低年齢の子どもたちがいろいろな経験ができるようにしています。園がある金沢文庫周辺の環境を活用し、公園のほか、六国峠、寺など積極的に出かけています。園では情操教育の一環として専門の講師による音楽教室と英語教室を行っており、その時は全園児・職員と一緒に楽しんでいます。また、近隣の店、園医、ごみ収集の人に勤労を感謝するプレゼントを渡したり、図書館を利用したり、おもちゃの病院に行きハンドベルを直してもらったり、社会体験を重ねています。

2) 「食」を通して子どもが育つ保育を行っています

「食」に力を入れ、園の強みにしています。献立は栄養士が栄養面だけでなく、季節感、地域の食文化、年中行事なども考慮し立てています。低年齢の子ども達の五感を刺激し、視覚からも食欲がわくよう盛り付け方や彩りも大切にしています。午後のおやつも手作りにこだわり、パンは生地から作ったり、子どもたちが知っている動物を型どったり、子ども一人ひとりのマークをトッピングしたり工夫を凝らしています。また、子どもたちはニンジンやカブなど野菜の栽培や、給食に使う野菜の皮むきなど食材に触れる機会もあり、楽しみながら食への興味関心を育んでいます。

3) 「見守る保育」のために取り組んでいます

園長以下開園時から勤務をしている職員が多く、子どもを「見守る」ことを常に念頭に置きながら安定した保育の提供を心掛け、さらなる保育の質の向上、保育実践の改善、専門性の向上に努めています。例えば、「保育園独自の課題（取り組み）」シートにより、子どもたちが気付いて使いたくなる、やりたくなるような、保育の準備をしているか、笑顔の保育を心がけているか、など毎月14項目の自己チェックを行っています。個別指導計画は、子どもの発達や状況、育てたい内容に沿っているかなどを職員間で確認し、見直しと検討を行っています。日々の個別記録（日誌）にはクラスの印象に残ったエピソードにタイトルをつけて記載し、職員間で共有をしています。

◇改善を求められる点

1) 理念などの保護者・職員との共有

来年度に向け、子どもの人権を尊重し、園の目指す方向、考え方をより分かりやすい内容で伝えることができるよう職員間で話し合い、理念・方針・目標を見直すこととしています。園の方向性や具体的施策を示す中長期計画・事業計画を明らかにして、見直し後の理念とともに、保護者→職員への周知と共有が望まれます。

2) さらなる環境整備

保育室はオープンフロアをロッカーやパーテーションで仕切っており、子どもがくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所の確保が難しい時や、トイレが1ヶ所で、クラス活動の状況によっては、混雑してしまうという課題があります。子どもが心地よく過ごすことのできるさらなる環境整備が望まれます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名：フレンド金沢文庫保育園

フレンド金沢文庫保育園は開園してから8年目となり、2回目の第三者評価の受審となりました。

共通評価は、責任職としての園運営、基本姿勢、運営管理など、保育所としてのあり方を学ぶことができました。課題となった保育の運営面について中・長期計画を策定していきたいと思います。

内容評価（保育）に関しては、0～2歳児の保育園の為、3.4.5歳児の実際の姿を見る事はできませんが、3歳児以降の見通しをもって、2歳児までの子どもたちができる事を考え、「見守る保育」（子どもたちの力を信じる事）を行っている点を評価していただいた事は嬉しく思います。これからも、保育士が保育を楽しみ、子どもたちがわくわくできる環境を作り、職員一同、日々の保育に取り組んでまいります。

また、今回の評価で、明確になった課題点や改善点に対して、丁寧に対応していき、保育の質の向上を目指していきたいと思います。

最後に、保護者の皆様には、お忙しい中、アンケートにご協力いただきありがとうございました。また、評価機関のスタッフの皆様には、丁寧に観察、評価していただき感謝申し上げます。

園長 橋本富士子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

開園時に作成し、継続している保育理念・保育方針・保育目標があります。園長以下開園時から勤務をしている職員が多く、理念・方針の周知は図られています。来年度に向け、子どもの人権を尊重し、園の目指す方向、考え方をより分かりやすい内容で伝えることができるよう職員間で話し合い、見直すこととしています。見直し後は、保護者への周知や理念に基づく保育の実践が望まれます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
 b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
 c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向や各種福祉計画の策定動向と内容については法人が把握・分析をしており、園は法人の方針にもとづいて運営を行っています。法人内の園長会や金沢区の園長会で情報収集や現状の確認をしています。園が位置する地域での福祉に対する需要の動向として、毎月の利用率や人数を法人に報告したり、空き人数を金沢区に報告し、入所の受け入れをしています。今後も子どもの数・保護者像の変化、保育ニーズ、潜在的利用者に関するデータ等、課題の把握・分析の継続が望まれます。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人が収集・分析した事業所運営に影響のある重要な情報や課題は、法人内の園長会の中で定期的に園長に示されています。その後、運営に必要な内容に関しては職員会議などで報告し、重点改善課題として策定されていく体制があります。園は駅から徒歩3分で利便性や通勤アクセスが良いことから今後も安定した児童の確保が見込まれていますが、運営上の課題については今後も解決・改善に向けて取り組むこととしています。今後の取組が期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

中長期計画の確認ができませんでした。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中長期計画の確認ができず、単年度の運営に関する事業計画の策定がないため、C評価となります。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

毎月の保育事業運営報告はありますが、職員への周知はなく、加えて単年度の運営に関する事業計画の策定がないためC評価となります。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

園の保育や行事計画については年度初めに保護者懇談会を開催し説明をしています。懇談会では、クラスの様子や、1年間の目標、子どもの育ちなども含め保護者に分かりやすく説明をしています。その際の質問には丁寧に答えています。また、毎月のクラスだよりでは月の目標も示しています。今後も保護者理解を得る取組の継続が望まれます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

指導計画作成、行事計画、全体の計画等、保育の質の向上に向け、PDCAサイクルで取り組んでいます。年間指導計画、月間指導計画等の書式に評価欄があり、職員は保育の評価をし、園長、主任が確認をしています。職員の自己評価は毎月の自己チェックに加え、個別の目標に基づく自己評価を年3回実施しています。評価結果を分析・検討する場として、職員会議、全体会議等があります。保育の質の向上に向けた保育所自己評価は毎年行い、玄関に掲示して公表しています。第三者評価は平成29年度に受審をし、今年度が2回目です。

第三者評価結果

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育所の自己評価の中で保育の質の向上に向けた園の方向性を示し、職員間で共有をしています。優先順位や課題となったことは園長が示し、会議等で検討しています。コロナ禍のため、計画通りに進んでいない部分がありますが、単年度で解決できないことは、次年度も引き継ぎ改善に向けて取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は職員に対し、年度当初には園をリードする立場として方針や、取組目標、内容について伝えていきます。園長自らの役割と責任について、運営規定に明記し、保護者にはいつでも閲覧が可能であることを伝えていきます。平常時のみならず有事の際の管理権限者は園長であることを「自衛水防組織の編成と任務」の中に明記しています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は法人グループ内の園長会や施設長としての外部研修等で得た新たな取組や法令などを職員に分かりやすいように説明をしています。公正な取引に関しては、複数の業者から見積もりをとっています。日々の給食の食材は米、肉、魚、野菜はそれぞれの店から購入をしています。さらに、他施設での不適切な事案などは横浜市の通達やニュース報道などを取り上げて話し合いを重ねたり、毎月自己チェックを行ったりすることで福祉に携わる職員としての心構え、行動につながるようにしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、主任と連携しながら現場に入り、日々のクラスや職員の様子の確認や、指導計画・日誌の確認をしています。それらから現状の課題を見つけ、指導やアドバイスをすることはありますが、クラス運営に関しては担任に任せています。職員会議等は各職員が発言しやすい環境をつくり、実際に意見交換等が活発に行われています。また、一人ひとりのキャリアに合った研修や自ら学びたいと要望のあった外部研修への参加を勧めています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は効果的・効率的な事務、休憩時間の確保、職員の残業の削減など常に考え、業務の実効性を高めるようにしています。子どもやクラスの様子を始め職員のスキルや全体のバランスを考慮しながら組織体制作りをしています。記録に関しては、手書きにこだわっている部分とパソコン入力の本立で行っています。職員業務の負担軽減や効率的な事務作業のため、シフトを調整しながら記録に専念できる日を作っています。今後も経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮することが望まれます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

福祉人材の確保と育成については法人の考えに従っています。職員の採用についても園長が意向を伝え、法人で検討し、行っています。園は職員定着率が高く、現時点では、安定した人材の確保ができており、計画にもとづいての人材確保は行っていないですが、無資格者には研修受講を促し、保育士資格を取得できるようにしています。

第三者評価結果

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
----	-----------------------------	---

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>

「期待する職員像」は職員の心得で明確にし、全職員に配付しています。一定の人事基準があることは職員に周知をしていますが、職務に関する成果や貢献度の評価を職員に開示する仕組みはありません。職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は、労務管理の責任者として、職員の就業状況を把握し、休暇の取得や残業の削減など、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。園長は、職員と年1回の個人面談のほか、必要に応じて都度機会を持つなどして職員の意向の把握に努めています。改善などの対応に関する計画は作成していませんが、職員の働きやすさ重視で業務の効率化への取組や休暇取得、ストレスチェックなどについて自己チェックできるようにしました。この取組により、組織の魅力を高め、働きやすい職場環境作りを進めています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞

「期待する職員像」は職員の心得で明確にしています。目標シートによる職員の自己評価は目標設定、中間期の進捗状況の確認、期末に目標達成度の確認をし、園長は目標達成に向けたシートへのコメントや直接のアドバイスなど支援をしています。面談の際は、目標に関するだけでなく職員の意向を聴いたり、相談を受けたりしています。職員一人ひとりの目標管理等は個別のシートにて管理していますが、人事評価と連動していないのが課題となっています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

「期待する職員像」は職員の心得で明確にしています。職員の経験年数やスキルに合った研修を受講しやすい環境を作り、実際に職員は必要な外部研修に参加をしています。今後は職員一人ひとりの育成に向けた教育・研修計画を作成し、実施をすることで計画的な人材育成をしていく体制作りが期待されます。

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員一人ひとりに個別のシートが作成されており、職員の研修受講状況、知識や技術水準等を把握できるようになっています。職員の経験年数やスキルに合った研修を受講しやすいようにしています。研修を受講した職員は、研修内容を職員会議等で報告し、職員で共有するようにしています。今年、コロナ禍のため、職場でリモート研修を受講できたことで、多数の職員が参加することができ、学ぶことができています。OJTに関しては新入職員がいる時には、個別に園長・主任が指導する流れになっています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 エ 指導者に対する研修を実施している。
 オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

実習生の受け入れは、マニュアルにもとづき、適切に対応しています。実習のプログラムは、学校や実習生の意向を尊重して作成していますが、指導担当の職員は、実習生に自園の魅力を伝えられるように、実習生と職員とで計画を一緒に考え、立案し責任実習の経験ができるように取り組んでいます。実習生の受け入れは、実習生への指導等の中で、職員自身の気づきや学びにも繋がっています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページ、園パンフレットに基本方針や園情報を載せています。今回受審の第三者評価結果は後日公表します。苦情・相談の内容にもとづく改善・対応の状況についてはこれまで事例がありませんが、苦情・相談受付票に内容を広報する必要、方法についての項目があり、適正に公表する体制があります。園だよりで保護者に公表しています。地域に向けての園情報は区と連携して発信しています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

園運営にあたっては、関係規程にもとづき適正な職務遂行に努めています。また、職員は職務分担表にもとづき、割り当てられた責任や役割を果たしています。園の業務運営については、市監査課の監査を受けており、指摘事項があれば是正をしています。設備改修や備品等の購入事務は、予算の枠内で収まるよう行っています。会計士による専門家が入っており、適切な運営を実施しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画の中で、「地域との連携」として、子どもと地域との交流を掲げ、子どもの社会体験の場を広げる取組をしています。図書館や消防署へ行くなどして地域資源の活用をしているほか、散歩の時に地域の人に積極的に挨拶をしています。保護者には、公園の情報や遊び場スポット、図書館の情報提供をしています。コロナ禍以前は2歳児クラスが、近隣の公立保育園や民間保育園から行事参加のお誘いがあり、運動会ごっこや園庭遊びに行っています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティアの受け入れに関しては、マニュアルにもとづき行っています。学生ボランティアの受け入れについては、職業体験として中学校の教員と情報交換をしながら進めています。事前のオリエンテーションで、子どもの発達過程を伝えるなどして基本的な接し方などを知らせています。子どもたちは、年齢の近いボランティアの来訪を大歓迎しています。学生たちに、保育所の魅力を知ってもらうことも受け入れの目的の一つとして取り組んでいます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

子ども・保護者の状況に対応できる関係機関(行政、病院、教育機関、児童相談所など)をリスト化し事務所に掲示しているほか、職員会議等で職員が情報共有できるようにしています。金沢区のこども家庭支援課、保健師、横浜市南部地域療育センター、児童相談所などの関係機関と連携を図り、必要に応じて地域のカンファレンスに参加し情報交換を行っています。園長会では共通の問題解決のために協働しています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

園見学者からの子育て相談などを通じたり、民生委員をはじめ地域の関係者が出席する子育て連絡会や幼保小の連絡会議で意見や情報交換をしたりなど、福祉ニーズの把握に努めています。しかし、さらに具体的に福祉ニーズを把握をしていく必要があると考えています。今後のさらなる取組が望まれます。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域に向けた子育て支援は「赤ちゃんの駅」でおむつ替えや授乳などの場の提供を行っています。コロナ禍以前は予約制で親子体験教室として英語や音楽教室に参加してもらい楽しむ機会を持っていましたが、現在は休止中です。防災対策をする中で、地域との連携や地域への支援については、0～2歳の低年齢の子どもを対象とした保育所運営の観点から課題としています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

職員は、子どもを尊重する保育、人権への配慮について研修を受講し、全職員で共有するなどして意識を高めています。職員は毎月自己評価表を用いて振り返りを行っています。横浜市から発信される子どもの人権に関する啓発ポスターなどを掲示しています。職員会議で人権について話し合い、職員は共通認識を持って対応するようにしています。しかし活動内容によっては一人ひとりの思いに添えず、活動を優先してしまう部分があることや、職員が手をかけすぎてしまう場面もあり、さらなる配慮が必要と考えています。取組の継続が望まれます。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - エ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - オ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

0歳児クラスのおむつ交換時はおむつ台で職員の立ち位置にも配慮しながら行っています。園外保育中のおむつ交換では、周りから見られないようスカート式の上から被るカバーを、常に散歩用のバックに入れて対応時に備えています。水遊びの際は外部に見られないようネットを張っています。低年齢の子どもであってもプライバシーに配慮する必要があることについて職員に周知し、実践しています。今後は保護者懇談会やお便りなどで取組について周知する準備をしています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 ウ 保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。
 エ 見学等の希望に対応している。
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園の情報は、園の日常的な様子、活動の様子を写真やコメントを使用し、ホームページで公開しています。園の見学は見学者の希望を聞いて随時対応していますが、園の状況によりできない日もあることを了解してもらって対応しています。見学の際、園のパンフレットは写真を掲載してわかりやすいようにしており、見学の際に渡して丁寧な対応を行っています。ホームページに基本方針や保育目標、保育所の特性等情報提供しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園前の面談にて、重要事項説明を行い、園の理念や方針、保育目標について同意を得ており、利用者の保育時間や入園に際して意向などを把握し、配慮しています。説明に際して、日本語に慣れない保護者へは、ふりがなをふるなどして理解できるよう配慮しています。外国籍の保護者へは、区からの協力を得て、通訳ができる方から説明してもらえるようにしています。年度初めの保護者懇談会で、保護者からの意見、質問に対し、丁寧に受け答えをして理解を得ています。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所等の変更の場合、保育の連続性、継続性については守秘義務との兼ね合いを考慮しています。卒園後に環境の変化で不安になることもあるため、話したいことや相談したいことはいつでも来演して欲しいことを伝えています。保護者等についての相談等は主に園長、主任、担当者が対応し、相談に対して丁寧な対応を行い、安心に繋げています。保育の継続性に配慮しての引き継ぎは課題となっておりますが、個人情報保護の観点から保育所の変更による文書での引き継ぎは、行わないようになっています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの最善の利益を考え一人ひとりの気持ちに寄り添いながら保育を行っています。保護者へは送迎時での会話を通じ、個々の保護者の気持ちに寄り添った関わりを行っています。行事等のアンケートから感想、意見を参考にし次の行事に活かしています。年2回の保護者懇談会や個人面談、運営委員会でも保護者と積極的な意見交換を行うなどしています。クラス担任が保護者の声を聞いた際は、園長・主任に報告して解決する仕組み作りがあるため速やかな対応ができています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制が整備されており、責任者、担当者、第三者委員を玄関前へ掲示、重要事項説明書にても周知しています。保護者からの意見等は、職員会議等にて全職員へ周知しています。保護者と日々積極的にコミュニケーションを図り、些細な相談内容も都度解決しているため、苦情に繋がる事案はありません。職員は登降園時の時間を大切に保護者と関わりを持っており、苦情等はなく良好な運営を行っています。意見苦情等ある際は法人に報告、連携し解決する仕組みがあるため、必要に応じて対応、公表することになっています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

玄関前が事務所で園長が常にいることもあり、保護者とは欠かさず挨拶をしています。送迎時の保護者との会話を大切にし、保護者が意見を述べやすい雰囲気作りに努めています。入園の際の重要事項説明書では園長、担任、職員へいつでも声をかけて欲しい旨を伝えています。相談や意見があった際は、内容に応じた対応をしています。意見等は、職員間で共有し、迅速に対応するよう努めています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者からの苦情等があった際は、マニュアルにもとづいて対応しています。マニュアルは職員全員で年度初めに読み合わせを行い、必要に応じて見直しをしています。個別の連絡ノートや、送迎時に保護者とコミュニケーションを取るように心掛けています。相談や意見は職員会議、昼ミーティング等で対応策を検討し経過を共有しています。担任が受けた保護者からの相談や質問について、内容によっては、園長、主任の判断を仰ぐこともあります。検討に時間がかかる場合は解決に向けて検討をしている流れを説明しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメントに関する責任者は園長です。子どもの事故などを未然に防ぐためのヒヤリハットは付箋を用いて職員が目につくところに掲示をしています。その後の話し合いで検証記録を残し、改善、再発防止に役立っています。月1回の想定を変えた避難訓練を実施し評価と見直しを行っています。不審者対応訓練は年2回、園内と散歩先を想定して実施しています。その他、毎年マニュアルの読み合わせや外部研修に参加した職員による伝達研修園内研修など、リスクマネジメントについて園としてどう対応したらよいか職員会議で話し合っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策についての責任者は園長です。感染症に関するマニュアルがあり、マニュアルは毎年読み合わせと見直しをしているほか、嘔吐処理などの確認をしています。行政からの情報は昼ミーティング等で職員に周知をしています。コロナ禍なので、感染症の予防策には特に気を配っています。園内で感染症が発生した時には、保護者向けに玄関掲示をしているほか、軟便といった感染症につながるかもしれない子どもの状態についても併せて掲示をし、注意喚起を促しています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

毎月、火災、地震、大規模震災など想定を変えた訓練を行っています。水害の時は園が入っているビルの理解を得て4階に避難することになっています。災害時はメール配信をすることになっていますが、普段から使い慣れるように毎月訓練用に配信し、保護者には確認することに慣れてもらうようにしています。その他、伝言ダイヤル171、など玄関に貼り出し、子どもは「引き取りカード」で適切に引き渡すことになっています。備蓄品は、非常食一覧表を作成し、適切に保管管理をしています。警察や区との協力体制で災害に備えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

保育に関する基本的な事項は、理念・方針・目標、全体的な計画、運営規程などに明記し、子どもの尊重や権利擁護の姿勢を明示しています。感染症、衛生管理、事故防止、個人情報管理、苦情解決などに関する標準的な実施方法がマニュアルとして文書化されています。各種マニュアルにもとづいた実施方法は、職員会議、昼ミーティングなどで確認し、園長や主任が個別に助言等を行っています。標準的な実施方法にもとづいて実施されているかは、各指導計画の内容、職員自己評価シート、自己チェックシート、会議録、保育日誌、現場で保育に関わるなどで、園長・主任が確認しています。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

標準的な実施方法は、年に一度のほか、必要時に見直しや改定が行われています。手順や、記録の仕方、業務上のルールなどは、適宜、職員間で話し合いや確認を行っています。新型コロナウイルス感染症予防対応による保育内容の検討や修正など、職員間で意見や提案を出し合っています。保護者には、懇談会、個別面談、行事後のアンケートや口頭の感想など寄せられた意向や意見を参考にし、保育の実施に反映できるよう検討しています。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

各クラス担任が、年間指導計画、月間指導計画、週案および個別指導計画を作成しています。指導計画作成の最終責任者は園長です。各指導計画は、子どもの発達や状況、個別の育てたい内容に沿っているかなど職員間で確認し、見直しと検討を行っています。日々の子どもの個別記録(日誌)にはクラスでの印象に残ったエピソードにタイトルをつけて記載し、職員間で共有しています。特別の配慮が必要とされるケースや支援困難ケースは、必要に応じて、区の担当課や保健師、ケースワーカー、横浜市南部地域療育センターと連携することになっています。

第三者評価結果

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

担任は子どもの発達や活動の様子状況把握を常に行い、今の子どもの育ちや保育の質の向上に結び付くようにしています。各指導計画の設定期間に応じた振り返りと評価をし、見直しています。保護者の意向の把握については、入園時の提出書類及び入園前の面談のほか、入園後は連絡帳、日頃の会話、個別面談等で把握していきます。子どもの様子や天候などを判断しながら、その日の保育活動は柔軟に変更をしています。職員は自己の保育実践の振り返り・評価を指導計画に記載し、気づきや課題を園長・主任と確認をしながら次期計画に反映させています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

現利用児32名の小規模園であることやオープンフロアで日々活動をしているので、全職員で子どもを見守る体制があります。子ども一人ひとりの発達状況や生活状況は、児童票、個別指導計画、経過記録、連絡帳など、統一した様式に記録しています。帳票類の書き方は、園長・主任が都度確認しているほか、記録の書き方について書籍などの情報提供も随時行っています。情報共有を目的とした会議は、職員会議、全体会議、昼ミーティングなどがあります。必要な情報が全職員に的確に届くよう、ミーティング・連絡ノート、回覧物入れケースは全職員が出勤したら確認することをルール化しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「特定個人情報保護規定」があり、それに則り、子どもの記録の補完、保存、廃棄、情報の提供、不適正な利用や漏洩に対する対策や対応方法を講じています。園の記録管理の最終責任者は園長です。保護者には個人情報の取り扱いについて入園時に説明し、署名・捺印を得ています。職員に対し、マニュアルの読み合わせは行っていますが、個人情報保護についての研修や学びの機会が作れませんでしたので、今後の実施が期待されます。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、2018年の保育所保育指針の改訂により様式変更をしています。児童憲章、児童福祉法、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に、保育理念・方針・園の保育目標を土台として作成しています。全体的な計画は園の子どもの発達過程や園で把握している子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮しながら作成しています。園は2歳児クラスまでの受け入れですが、発達の連続性を考慮し、5歳児までの計画のほか、2歳児までの計画の2本柱の全体的な計画となっています。毎年12月頃から常勤職員を中心に見直しや確認を行い、次年度の指導計画や保育等に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

子どもたちが室内で快適に過ごせるよう空気清浄機・加湿器・扇風機を使用したり、窓を開けて換気をするなどしています。毎日の掃除や消毒をしながら安全点検・衛生管理を行っています。その他担当場所を決め、設備、備品などのチェックをしています。午睡中はロールカーテンを下ろし、採光調整をしています。職員の声も重要な環境と考え、大きさやトーンなど常に意識を置き、毎月振り返りを行っています。手洗い場の蛇口には補助器具をつけて、子ども自身で手が届くようにしています。トイレに窓がないため、開園時間中は換気扇をつけています。園はオープンフロアをロッカーやパーテーションで仕切った保育室となっており、子どもがくつろいだり、落ち着いて過ごせる場所の確保が難しいことや、トイレが1ヶ所で、クラス活動の状況によっては、混雑してしまうという課題があります。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

入園時に保護者に提出をお願いした児童票や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の間、観察などからも子どもを把握し、十分に尊重しています。職員は子どもの気持ちや欲求を受け止めています。子どもが気持ちを表せるように待つ姿勢や見守ることを大切に考えており、子どもの気持ちに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。子どものわがままや甘えとも思える言動にも保護者と家庭での様子を共有しながら穏やかに対応しています。しかし活動内容によっては一人ひとりの思いに添えず、活動を優先してしまう部分があることや、職員が手をかけすぎてしまう場面もあり、さらなる配慮が必要と考えています。取組の継続が望まれます。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、発達段階に応じて援助の声かけを変えています。無理強いすることなく子どもにどうしたいか聞いています。子どもの挑戦しようとする気持ちを認め、出来たときは褒めて自信につなげています。しかし、子どものその日の体調や気持ちにも波があるので、寄り添いながら手をかけてあげることもあります。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては職員が率先して手本を示したり、絵本、紙芝居などで分かりやすく説明をしていく機会を作っています。今年度は保護者の協力を得て食事用のエプロンにゴムを付けてもらい、子どもが自分でエプロンをつけられるようにしました。この動作が衣服を着る動きにつながるようにしています。また、活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休息时间を作っています。しかし、場面によってはせかしてしまったり、焦らせてしまうこともあることが課題と考えています。さらなる配慮が望まれます。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。

- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

保育室の低い棚におもちゃ、玩具、ブロック、絵本などを置いている箱や棚に写真を貼り、自分で選んで遊べるようにしています。オープンフロアを仕切って活動しているので子どもたちは他クラスの雰囲気を感じながら生活をしています。園では専門の講師による音楽教室と英語教室を行っており、その時は全園児・職員と一緒に楽しんでいます。また、園周辺には公園のほか、六国峠、寺などもあり、その日の活動、目的に応じて散歩コースを選ぶことができ、積極的に屋外へ出かけています。屋外では広場を駆け回ったり、遊具で遊んだり、植栽(樹木・草花など)から季節を感じ取ったりしています。0歳児クラスは、マットや台、テーブルを使って室内でも体を動かせるようにしています。玄関には季節を感じる草花や子どもたちが散歩で摘んできた草花を常時さり気なく飾っています。近隣の店、園医、ごみ収集の人に勤労を感謝するプレゼントを渡したり、図書館を利用したり、おもちゃの病院に行きハンドベルを直してもらったりして社会体験を重ねています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

職員は喃語には喃語で返したり、言葉に置き換えて代弁をしたり、職員は柔らかな表情でゆったりとした言葉かけやスキンシップをとりながら、子どもの表情や様子を感じ取り、情緒的な絆を築いています。職員との安定した関係性の中、生活や遊びが充実するようにしています。また、月齢や一人ひとりの成長に合わせた玩具のほか、生活用具、絵本など自分で取り出せるようにしています。玩具は口に入れても安全なものを用意しています。給食では自分で食べようと意欲を見せている様子や職員に食べさせてもらっている子どもの様子がみられます。授乳(ミルク)時は抱っこしてゆったりと関わっています。また、送迎時の保護者との口頭でのやりとりや連絡ノートなど情報共有を密にし、信頼関係をつくり、24時間の生活リズムが整えられるよう連携をしています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中を仲立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳以上3歳未満の子どもが自分でやりたい気持ち、意欲を大切にしながら見守り、励ましています。自分でできた時は十分に褒め自信につながるようしています。子どもが遊び込んだりやろうとしている時には余計な声かけ、手伝いはできるだけ控えるようしています。甘えの気持ちも受け止めて援助しています。おもちゃの取り合いや、たたく、噛むなど自我が芽生える育ちの過程での行動に注意し、不要なトラブルにならないよう同じ種類のおもちゃを増やしています。言葉で相手に自分の気持ちを伝えられない時は、職員が仲立ちをしています。保護者とは連絡帳や口頭でのやりとりなどで連絡を取り合い、得られた情報を保育に生かしています。保育室にはおもちゃ、生活用具、絵本などを自分で取り出せるようになっていますが、探索活動が十分行えるよう、子どもが興味と関心を持つことができる生活と遊びへの環境配慮についてさらに検討が必要と考えています。取組の継続が望まれます。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協力的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児施設の為、取り組み無。

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園は2歳児クラスまでの低年齢の子どもを受け入れています。身体的障害、発達障害等の受け入れがある際も他の子どもと区別することなく同じように職員たちの援助や配慮を受けることができます。全園児個別の指導計画を作成しており、障害のある子どもも同様に計画を立てます。職員は障害のある子どもの保育について外部研修に参加をしたり、障害に関する書籍などから知識や情報を得ています。必要に応じて保健師や横浜市南部地域療育センターなどに相談をしたり、助言を得ることができます。医療機関の情報に関しては保護者から得ることになっています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。

- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

園の開園時間は7時～20時30分です。長時間にわたる保育のために、1日の生活を見通して、集中して遊ぶ時間と友だちや職員と関わりながら遊ぶ時間のバランスに配慮しています。また、全園児(離乳が完了後)朝おやつ(麦茶と軽めの菓子など)があり、どのクラスも水分補給がいつでもできるよう麦茶を用意しているほか、契約の保育時間および保護者の希望により、夕食にひびかない程度の補食あるいは夕食の提供が可能です。子どもの状態について職員間の引継ぎはミーティングノートを使用し、口頭でも情報を引き継いでいます。保護者への伝達もミーティングノートを使用し、漏れがある場合は次の日でも伝達できるようにしています。その他、保育室は家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整え、子どもの状況に応じておだやかに過ごせるようにしていますが、さらなる環境配慮が必要であると考えています。取組の継続が望まれます。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

C

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳児施設の為、取り組み無。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理には、各年齢での健康計画があり、それにもとづいて健康管理を行っています。入園時に聞き取った子どもの生育歴などは会議の場で職員で共有し対応しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)について入園時に入園のしおりなどで説明を行っています。登園時に個別の連絡ノートで確認を行い、家庭での様子も踏まえながら子どもの健康に配慮しながら保育を行っています。玄関前に感染症のお知らせや体調面について登園の目安について保護者にわかりやすく掲示しています。入眠時はチェック表を用い0歳児は5分ごとに実施しSIDSへの取組や安全へ配慮しています。健康診断や歯科検診を実施し結果を保護者へお知らせしています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

b

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断の結果は書面や口頭にて保護者へお知らせしています。健康面で気になることは個別に保護者へ伝え受診を勧めるなどして、健康に配慮しています。毎月身体測定を行い保護者へ伝えていきます。健康計画にもとづき子どもの虫歯予防に努めています。コロナ禍で歯磨きは行えていませんが食事後には、毎回うがいやお茶を飲んで口腔ケアに配慮しています。身体測定後カウプ指数などで振り返り、保健計画や保育に反映することが課題となっています。健康計画に沿って保健行事、保健教育、園児の健康増進、感染症予防などの取組を行っています。定期健康診断以外でも園医と適宜連絡を取り合い、子どもの健康相談を行っています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギーのある子どもへの対応は年1回医師の診断と共に「生活管理指導票」を提出してもらい、厚労省の「アレルギーガイドライン」をもとに適切に対応しています。アレルギーのある子どもへの食事提供は、個別のトレーを使用し、調理室と職員でチェックを行い、誤配膳がないようにチェックを徹底し、安全に配慮しながら食事の提供を行っています。アレルギーのある子どもが座る場所は固定の場所やテーブルを決め、決めた場所に座ることで事故予防に繋がっています。慢性疾患の等のある子どもはいませんが、気になることなどに該当する子どもが入園した際は、法人と連携し個別に対応するようになっています。

A-1-(4) 食事

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子ども発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。

- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育計画にもとづき、栄養士が献立を作成しています。給食会議にて喫食状況を出し合い、子どもの状況に合わせた食事を提供しています。保育士は、子ども一人ひとりの食事量、好みを把握し、盛り付ける量などを工夫して完食の達成感を味わえるようにしています。食事の前に必ずお茶を飲み、誤嚥防止に努めています。個別の連絡帳で家庭での食事内容を把握したり、園での献立を紹介するなどの取組をしています。入園後、子どもの状態に合わせた離乳食を丁寧に行うことで、嚥下が育まれるよう栄養士と担任、保護者と連携を取っています。保護者懇談会や個人面談でも食事に関する情報交換をしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

栄養士は「給食会議」で、子どもの喫食状況や季節の旬の食材などを考えながら献立を作成しています。その際、栄養価、育ってほしい姿、季節の食材、食文化、行事食等を加味し検討しています。行事食として年齢に合わせたおせち料理、ひな祭り、七夕、クリスマスの料理を提供しています。子どもが、食事に興味を持てるように、おやつ献立に工夫を凝らし、子どもが目からも口からも食が育まれるようなおやつの提供をしています。HACCP(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法)が改訂されたことを機に厨房での衛生管理にも十分留意して取り組んでいます。子どもたちの食事の様子を栄養士が定期的に巡回して子どもの食べ具合や個々の子どもの様子を把握し、献立作成にも活かしています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

コロナ禍により保護者との送迎時のコミュニケーションも難しい状況があり、個別の連絡ノートを活用して保護者にわかりやすい内容で伝えるようにしています。連絡事項とともに一言添えてコミュニケーションを図る工夫をし、子どもの成長する姿を共有しています。クラスだよりでクラスの保育のねらいを詳しく伝え保護者に保育の意図や内容を理解して貰う機会としています。不定期ですが主任が作成した「保育のつぶやき」の玄関掲示、ホームページでも子どもたちの成長を伝えています。保護者懇談会では、保護者同士の意見交換により、子育てに関する気づきや情報を共有してもらっています。行事の際に保護者同士をつなぐことも、保育所の使命と考えており、写真を貼り出し成長の見える化も行っています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	b
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

日々の送迎時は、保護者への積極的な声かけを大切にし、信頼関係を築けるよう努めています。保護者とは定期的な個人面談のほか、必要に応じて随時相談に応じています。個人面談等に際しては、プライバシーに配慮して面談スペースを確保し実施しています。園長は何気ない送迎時での会話から保護者の瞬時の異変などに気づき適切な声かけを行い、子育ての相談等に応じています。些細な悩み等を聞き、子育てしやすいよう必要に応じてアドバイスし保護者の安心に繋げています。担任が保護者の相談を受けたときは、園長等が助言等の支援ができるような体制を整えています。相談の継続的なフォローをしていくために今後は適切な帳票で記録していくことを課題としています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等の権利侵害を見逃さないよう毎日の着替えや身体測定時に観察し、傷などの確認を行って早期発見に努めています。日々の子どもや保護者の様子から虐待の兆候を感じた際には、職員間で情報共有、声かけや個人面談などにつなげています。日頃から保護者との信頼構築を心がけており、保護者懇談会やお便り、ポスター掲示などで子どもの人権について伝える等の取組を行っています。虐待が発生した際には、関係機関に連絡、連携し対応することとしています。行政主催の研修へ参加した職員が職員会議の場で報告し職員間で情報共有し学び合っています。虐待に関するマニュアルや発見した時の報告のフローチャートが整備されており、適切な取組を行っていますが、他クラスの情報共有に更なる報告、連絡、相談の周知徹底を必要としています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

職員個々の保育の振り返りに役立てるため、年3回の自己評価のほか、「保育園独自の課題(取り組み)」シートにより、子どもたちが気付いて使いたくなる、やりたくなるような、保育の準備をしているか、笑顔で保育をすることを心がけているか、など毎月14項目の自己チェックを行っています。各指導計画は子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察して立てています。指導計画の評価・振り返りにあたっては毎日、月ごと、期ごとと、子どもの次につながり、それを踏まえた職員の援助・かかわりが適切であったかなどを確認しながら自己評価をしています。職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、改善や専門性の質の向上に取り組んでいます。職員の自己評価、保護者アンケートの結果を反映し、次年度の取組や園全体の自己評価をしています。園の自己評価は玄関での掲示で公表をしています。今後も取組の継続が望まれます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323